

農業経営者のみなさん

# 青色申告 を始めましょう

青色申告は  
かんたん！



思ったよりも簡単ね！

e-Tax も  
便利だね！

青色申告には、複式簿記の他に  
**簡易な方式**があります

簡易な方式の青色申告は、白色申告で整理した帳簿の他に、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳を整備し、**日々の取引を残高まで記帳**すれば行えます。

- ※ 簡易な方式の場合の青色申告特別控除は最高10万円です。
- ※ 青色申告を新たに始める方は、原則、その年の**3月15日**までに所轄の税務署に「**青色申告承認申請書**」を提出する必要があります。

収入保険に  
加入できます

全ての農産物を対象。自然災害、価格低下などによる販売収入の減少を補償

加入申請時に青色申告の実績が**1年分**あれば加入できます

- ※ 令和5年分の農業所得から青色申告を開始すれば、令和7年1月からの収入保険に加入できます。

(裏面参照)

メリットも  
たくさん！

**最高で65万円**の特別控除！

損失額の**繰越し**や**繰戻し**ができる！

**専従者の給与額**を**必要経費**に算入できる！

**農業経営基盤強化準備金制度**が使える！

**農業者年金**の**保険料補助**（最高**1万円/月**）！

青色申告については、税務署、JA、農業会議、農業経営相談所などへお尋ねください。

収入保険については、最寄りの農業共済組合へお尋ねください。



←国税にかかる相談窓口はこちら

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shirabekata/9200.htm>



青色申告についてはコチラから

青色申告

検索

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2070.htm>

収入保険の情報はコチラから



収入保険

検索

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html>



←収入保険にかかる相談窓口はこちら

<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html>

# これから青色申告を始める皆様へ!

## 収入保険があなたの農業経営をサポートします!

自然災害で減収



市場価格が下落



災害で作付不能



病気で収穫不能



倉庫の浸水被害



取引先の倒産



盗難や運搬中の事故



為替変動で大損



### 収入保険のポイント

- **全ての農産物**を対象に、**自然災害、価格低下のほか、経営努力では避けられない収入減少**を補償。
- 加入申請時に青色申告実績が1年分であれば、農業者ごとに**基準収入の80%<sup>(※)</sup>を下回った場合に、差額の9割を上限**に補填。  
(例えば、基準収入が500万円の方の収入がゼロになった場合でも、最大360万円まで補填)  
※ 加入申請時の青色申告実績の保有年数が、**2年分の場合は85%、3年分の場合は88%、4年分の場合は90%**と、**段階的に引き上げ**られます。
- 保険料等の**50%**、積立金の**75%**を国庫補助。  
(上記の方で、収入がゼロになった場合でも補償するタイプの保険料は2.0万円。積立金(掛け捨てではない)は11.3万円で、補填に使われなければ、翌年に持ち越すので、2年目の負担は軽くなる)
- 保険期間中の大きな損害発生時には、**無利子のつなぎ融資**で対応。
- ▲ **令和2年の収入保険から、安い保険料で加入できるタイプ**を準備。  
(例えば、基準収入が500万円の方が、基準収入の50%を補償の下限として選択した場合、保険料は**約2割安い**(2.0万円 → 1.6万円。補填は最大135万円)

※ 保険料は、令和5年1月からの保険料率を適用した額。

※ 令和4年収入保険から、インターネット申請や自動継続特約をする方は、付加保険料(事務費)が割引となります。(インターネット申請:新規加入者4,500円引き、継続加入者2,200円引き/自動継続特約:継続加入者1,000円引き)

詳しい内容については、お近くの農業共済組合、全国農業共済組合連合会、又は農林水産省経営局保険課(03-6744-7147)へお問い合わせください。(2022.7)